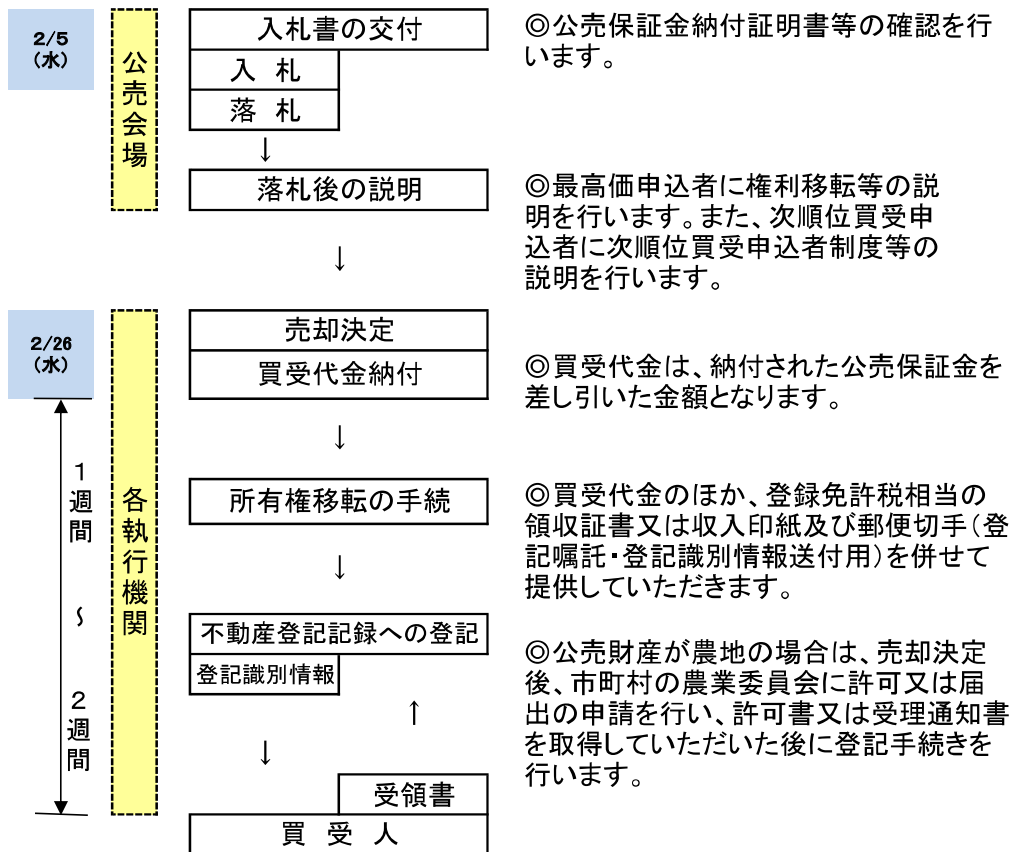


入札から権利移転までの手順



◎ 権利移転の時期

原則として、買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。ただし、農地等については農業委員会等の許可又は届出の受理があった時に取得することとなります。

◎ 危険負担

公売財産の権利移転に伴う危険負担は、原則として、売却決定に基づく買受代金が全額納付されたときに買受人に移転します。

したがって、買受代金の納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は買受人が負担することとなります。

なお、農地等の危険負担の移転時期は、農業委員会等の許可又は届出の受理があったときです。

◎ 権利移転に必要な関係書類

買受人は買受代金を納付した後、指定した日までに各執行機関へ所有権移転登記の請求をしてください。

所有権移転登記の請求手続には、次の書類等が必要です。

- ・ 所有権移転登記請求書
- ・ 売却決定通知書
- ・ 個人の場合は住民票の写し
(個人番号の記載のないもの 共同入札の場合は全員分)
- ・ 法人の場合は法人の登記事項証明書等
- ・ 登録免許税相当の領収証書又は収入印紙
- ・ 市町村が発行する固定資産評価証明書又は同通知書
- ・ 登記関係書類の郵送料または、郵送料相当分の切手
- ・ 公売財産が農地の場合、市町村の農業委員会等の発行する権利移転の許可書又は受理通知書